

【諮問第97・98号】

15川個審第12号
平成15年10月8日

川崎市教育委員会
委員長 黒田俊夫様

川崎市個人情報保護審査会
会長 安富 潔

個人情報訂正・削除請求に対する拒否処分に係る不服申立てについて（答申）

平成14年11月8日付け14川教庶第3069号をもって川崎市教育委員会委員長から
諮問のありました個人情報訂正・削除請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて、
次のとおり答申します。

【諮問第97・98号】

1 審査会の結論

実施機関である教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った拒否処分は妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

- (1) 不服申立人は、平成8年7月11日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年条例第26号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、子である甲の法定代理人として、甲が在籍していた川崎市立中学校で起きた体罰事件に関する平成 年 月 日付け懲戒処分に係る「処分事由説明書」の「処分事由」欄中の平成 年 月 日及び平成 年 月 日に行われた体罰行為に関する記載事実全体の消除を求める訂正請求を行ったところ、実施機関は、平成8年8月21日付けで当該請求に対して拒否処分を行った。これに対し、甲は、同年9月9日付けで、不服申立人を法定代理人として不服申立てを行ったところ、実施機関は、平成11年3月31日付け当審査会の答申（諮問第72号）に基づき、同年5月25日付けで、下記のとおり当該拒否処分の一部を取り消す旨の決定（以下「本件決定」という。）を行った。

記

〔1〕川崎市立中学校事務主査に対する平成 年 月 日付け懲戒処分に係る「処分事由説明書」の「処分事由」欄中の平成 年 月 日に体罰のあった場所の記載「 中学校」は事実と異なるため、その部分に係る拒否処分を一部取り消す。

〔2〕その余の不服申立てを棄却する。

- (2) 不服申立人は、平成14年8月12日付けで、上記(1)に記載の平成11年5月25日付け決定書（以下「本件決定書」という。）に記載された 中学校と訂正した記録部分につき、「上記訂正部分を元の状態に戻すこと（訂正前の状態に）」とする個人情報訂正請求又は削除請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、本件請求のあった情報は、不服申立人の個人情報ではないとして、平成14年9月9日付けで訂正請求又は削除請求それぞれに対し、拒否処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、不服申立人は、平成14年10月22日付けで、実施機関に対し、当該拒否処分を取り消す旨の不服申立てを行い、実施機関から当審査会に対して諮問がなされたものである。（当審査会諮問第97・98号）

3 不服申立人の主張要旨

平成14年10月22日付け異議申立書、平成15年2月11日付け意見書及び同年7月9日実施の意見陳述によれば、不服申立人の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 拒否処分の理由は、請求対象情報の間接的当事者情報性を否認する個人識別性の理解に誤りがある。

本件請求対象の個人情報の記録である体罰関係の個人情報は、加害者及び被害者の対立当事者間に生じる出来事についての情報であり、当事者情報といえるものである。また、当事者情報は、加害者及び被害者の直接的当事者情報と目撃者・医者等の当事者情報と直接的に関係するが間接的立場にある者の間接的当事者情報とに分けられる。さら

に、文書上の性格及び性質からみて、直接的関係を有さない情報が、第三者情報である。目撃者等は間接的当事者として、情報提供の範囲内での自己情報コントロール権に基づく各請求権を有している。

不服申立人は、体罰事件について目撃した事実を実施機関に報告したもので、本件訂正・削除請求権を有する。

- (2) 条例では情報の訂正についての具体的手続は規定されていないが、訂正は事実の確認であるから、条例第9条の規定に準じ、当事者情報であれば当事者双方から直接情報を収集する必要がある、一方の当事者からのみの収集では手続に反したものととして削除しなければならない情報である。訂正とは、収集した事実の一致確認行為であり、実施機関にその認定権限はなく、一致を確認して訂正を行う作業の職務権限があるに過ぎないもので、本件決定書中の訂正は不完全情報の訂正であって、その内容も訂正の目的を逸脱したものであるため、当該訂正前の状態に情報を戻すことに利益がある。しかも、訂正を行う場合には、情報の収集元が適正な手続によって行うべきところを、この訂正は情報の利用先が行うという手続上の誤りを犯している。

また、そもそも、平成8年7月11日付けの訂正請求で、請求者は、体罰行為の記載全体の削除を求めているもので、場所についての一部訂正などは求めておらず、その点からも本件決定は誤りであり、実施機関が訂正通知を行ったことも誤りである。

- (3) よって、本件処分は、対象情報の識別性、訂正手続、訂正内容、訂正権限の点から誤りがあり、自己情報コントロール権を侵害する処分であるので取り消されなければならない。

なお、当該体罰事件に関連しての個人情報訂正請求に対する拒否処分についての2件の当審査会答申（諮問第67号及び諮問第72号）があるが、諮問第67号は処分後に法定代理人名をもって意見書が提出されたことにより、適正でない情報収集手続が治癒されたとするが、実質的な収集手続の瑕疵は治癒されておらず、瑕疵の治癒理論の適用を誤ったものである。また、諮問第72号は、体罰の存在に争いがないことをもって訂正請求を否認したこと、場所の訂正に当事者からの直接収集ではなく実施機関が認めることをもって行うこと、拒否処分の理由の挙証責任を不服申立人に課していること、不服申立人の主張にかかわらず意見を述べる場を設けない公正・適正を欠く審理であることから誤りである。

4 実施機関の主張要旨

平成14年12月13日付け処分理由説明書及び平成15年5月14日実施の処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

本件決定時、不服申立人甲は未成年者であったため、その者の父である不服申立人が甲の法定代理人として、本件決定書にその氏名が記録されているだけであり、本件請求に係る本件決定書中の個人情報の記録は、不服申立人の子の記録であり、不服申立人の個人情報の記録ではない。よって、不服申立人は訂正請求権及び削除請求権を有していない。

実施機関は、本件決定書の中で体罰のあった場所を訂正したわけではなく、本件決定書では、「処分事由説明書」の「処分事由」欄中の体罰のあった場所の記載が事実と異なるため、その部分に係わる拒否処分を一部取り消し、その余の不服申立てを棄却することを決定しただけであり、訂正そのものは、平成11年5月28日に訂正し、同日付けで個人情報

訂正通知書を送付した。

なお、学校名が誤記であったことは、諮問第72号の答申が出される以前に判明していたが、係争中の案件であったため、上記答申が出されてから、本件決定書で拒否処分の一部を取り消し、平成11年5月28日付けで、条例第19条第2項により下記のとおり訂正通知を行った。

記

川崎市立中学校事務主査に対する平成 年 月 日付け懲戒処分に係る処分事由説明書の処分事由欄中、平成 年 月 日に体罰があった場所の記載「 中学校」を「 中学校」に訂正しました。

また、体罰が行われた場所の正誤は、不服申立人が実施機関に提出した文書に不服申立人本人が目撃した現場として記載されているもので、以前の不服申立手続において不服申立人本人が陳述したものである。

5 審査会の判断

(1) 個人情報の訂正又は削除請求者としての適格性

条例で保護される個人情報とは、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（第2条第1号）とされている。

そして、条例第14条に定める訂正請求及び第15条に定める削除請求は、請求者本人に係る個人情報についてのみなし得るものである。

本件請求書の「請求に係る個人情報の記録の内容」欄には、「平成11年5月25日付決定書に記録された 中学校と訂正した記録部分」とあることから、訂正を求める部分は、本件決定書の2の(4)の「しかしながらその後の調査の結果、当該説明書の『処分事由』欄中の平成 年 月 日に体罰のあった場所の記載『 中学校』は『 中学校』であることが判明した。」との部分を指すと解されるところ、上記部分は不服申立人本人に係る個人情報ではない。

この点、不服申立人は、「間接的当事者情報」という概念を持ち出し、目撃者等として事実を報告した者も、当該事実について訂正・削除請求権を有すると主張する。しかしながら、当該部分に目撃者あるいは報告者として、不服申立人の氏名等が記載されている場合は別段、同人を識別することができる情報が記載されていない以上、当該部分は、不服申立人に係る個人情報であるということとはできない。

(2) 訂正請求の内容

条例第14条は、「何人も、実施機関に対し、届出業務に係る本人の個人情報の記録について事実の記載の誤りがあるときは、当該個人情報の記録の訂正を請求することができる。」と定めているが、訂正請求にあたっては、条例第17条の規定により、訂正請求に係る個人情報の記録の内容及び訂正の内容を記載しなければならないとされている。請求に対する諾否の決定という行政処分を求める申請手続であることから、対象文書中の個人情報のどの部分をどのように訂正するのか、請求内容が具体的に明確になっていなければならないのである。

本件請求に係る個人情報の記録の内容は、上述のとおり、本件決定書の2の(4)の部分指すと解されるものの、この部分をどのように訂正することを求めるのかは、本件

請求書からは不明である。本件請求書の「訂正・削除・目的外利用等の中止の内容」欄には、「上記訂正部分を元の状態に戻すこと（訂正前の状態に）」とあるが、本件決定書の記載には、「元の状態」や「訂正前の状態」なるものは存在しない。そして、不服申立人は、平成15年2月11日付け意見書及び同年7月9日付け口頭意見陳述においても、この点を明らかにしなかった。

したがって、仮に、本件訂正請求に係る個人情報の記録部分が不服申立人本人の個人情報であり、不服申立人に訂正請求権があるとしても、その請求内容が明らかでないため、拒否せざるをえないものである。

(3) 削除請求の内容

条例第15条は、「何人も、実施機関に対し、第7条の規定による保管等の制限を超え、又は第9条第1項若しくは第2項の規定によらないで本人の個人情報が収集されたときは、当該個人情報の記録の削除を請求することができる。」と定めている。

本件請求に係る個人情報の記録の内容は、上述のとおり、本件決定書の2の(4)の部分を指すと解されるが、本件決定書は、平成8年9月9日に、不服申立人が子である甲の法定代理人として、条例第22条に基づき行った不服申立てに対する決定であり、条例及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査、答申を経たうえで下されたものである。

したがって、仮に、本件請求に係る個人情報の記録部分が不服申立人本人の個人情報であるとしても、条例第15条によって削除すべき理由はない。

(4) 本件請求の趣旨

不服申立人の主張は、結局のところ、本件決定の理由及びそれに基づく結論に不服があるというに尽きるものである。本件決定は、上記のとおり、不服申立人の子である甲が平成8年9月9日に行った不服申立てに対する決定であるから、これに不服がある場合には、本件決定の名宛人である甲において、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）により、本件決定又は原処分である同年8月21日付け拒否処分を取り消す旨の請求を行うべきものである。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市個人情報保護審査会（五十音順）

委員	安	達	和	志
委員	岡	村	道	代
委員	奥	宮	京	子
委員	加	藤		隆
委員	安	富		潔